

令和5年第11回農業委員会総会議事録

令和5年10月2日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年10月2日(月)

午後3時2分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第102号 農地法第3条許可について

議案第103号 農地法第4条許可について

議案第104号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第105号 農地法第5条許可について

議案第106号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第107号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第50号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第51号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第52号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第53号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第54号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 惠 子
7 番 川 越 定 光	8 番 金 丸 隆 幸	9 番 德 地 豊
10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦
14 番 岡 原 明 美	15 番 持 原 義 信	17 番 片 上 英 行
18 番 田 中 安 子	19 番 高 間 秀 一	20 番 川 越 達 也
21 番 中 村 和 寛	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 德
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

13 番 長 倉 恭 浩	16 番 佐 藤 裕 次 郎
--------------	----------------

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 川越 正彦 

委員 久保田 章生 

委員 川越 達也 

午後 3 時 2 分開会

○議長（川越） これより令和 5 年第 11 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、13 番長倉恭浩委員、16 番佐藤裕次郎委員から欠席の届出がありました。
定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、4 番久保田章生委員、20 番川越達也委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、総会の会期及び議事日程等については、タブレット上で御確認をお願いいたします。

なお、議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

タブレット内の「02 令和 5 年第 11 回総会議案」のファイルを押して、内容が表示されましたら、議案書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 102 号「農地法第 3 条許可について」は 24 件でございます。

議案第 103 号「農地法第 4 条許可について」は 7 件でございます。

議案第 104 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 3 件でございます。

議案第 105 号「農地法第 5 条許可について」は 26 件でございます。

議案第 106 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 25 件でございます。

議案第 107 号「農用地利用集積計画の決定について」は 67 件でございます。

以上、審議件数は 152 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画（案）、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、22 万 5,195.00 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、19 万 2,248.00 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第 102 号農地法第 3 条許可について、3 ページから 4 ページの 158 番までを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となりました。7 ページの番号 174、8 ページの番号 175 が該当しますが、番号 174、175 は基盤強化法と 3 条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討したため、3 条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号 155 を御覧ください。あわせて、15 ページの議案第 105 号番号 181 を御覧ください。関連がありますので、あわせて御説明いたします。

これらの申請は、営農型太陽光発電に関する申請です。

まず、お手元の「農地法第 3 条許可資料」を御覧ください。

申請地は、2 ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町内山にあります旧去川小学校から南東に約 3.4 キロメートルに位置する土地です。

議案書 3 ページの番号 155 を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを設置する農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請で、受人は石川県金沢市に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。

本案件は令和 4 年第 10 回総会で許可しており、今回、区分地上権の許可期間が満了するため、更新の申請に及んだものです。申請内容は、太陽光パネルを設置する農地の上空部分 2.4～4 メートルの区分地上権の更新となっております。

なお、区分地上権の設定期間は、議案書 15 ページの番号 181 の一時転用と同じ 3

年間となっております。

次に、議案書 15 ページの番号 181 を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は番号 155 と同じです。

本案件も令和 4 年第 10 回総会で許可しており、今回、一時転用の許可期間が満了するため、更新の申請に及んだものです。

申請地は、4 筆のうち 3 筆が「農業振興地域」の「農用地区域」、1 筆が周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となっておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当し、雨水は地下浸透で処理することから、営農や周辺農地への影響はないものと思われま

す。なお、一時転用の設定期間は、区分地上権と同じ 3 年間となっております。

次に、下部の農地について説明いたします。

営農型太陽光発電設備の下部の農地では、引き続きハランを栽培する計画となっております。生育に支障のない遮光率で設計されていることを確認しております。

さらに、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農するに当たっては、営農上の支障がないか、当該作物の栽培などについて知見を有する者からの意見書の提出を受けることとなっており、本計画が適当である旨の意見書の提出を受けております。

次に、申請地の下部における営農状況について説明いたします。

お手元の資料の 4 ページ、5 ページを御覧ください。

資料の写真は申請地の写真となります。資料のとおり、現在、太陽光パネルの下部の農地にてハランの生育を行っております。申請人から営農状況の報告書の提出もありました。現地調査にて草刈り等の保全管理もなされており、周辺に影響がないよう営農していることを確認いたしましたので、今回の更新の申請を受理いたしました。

以上のことから、議案として上程しております。

次に、番号 156 を御覧ください。あわせて、157、158 も御覧ください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は新規就農法人による申請です。受入である法人の親会社は、2019 年から宮崎市にて栽培用ビニールハウス等の農業施設の賃貸事業に取り組んでおりましたが、

持続可能な日本の農業を支える仕組みづくりの実現に取り組むため、新たに農業法人を立ち上げ、農業の直営事業を開始するため、営農を計画し、本申請に至ったものです。今後は、安定的な収穫や作業の効率化を目指すとともに、環境配慮への取組等も行っていく計画となっております。

なお、本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、全耕作要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいること、などの要件があります。

本案件は3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 155号の案件についてお尋ねします。前回の営農型太陽光のときには、土地の区分が白地だったのに今回は農振地、そして3年前に申請されたものの更新ということで上がっていますから、3年前にこれは我々が審議して許可を出したのだらうと思っておりますが、地上権の設定ということで、ハランの収益は耕作者である土地の所有者になるわけですね。となれば、土地の所有者が当然いろんな報告書を出していると考えていいのでしょうか。収支とか栽培状況とか現地の確認というのは、全て所有者が立ち会って行い、担当者は、これは継続しても妥当だと判断されたというふうに考えてよろしいんですね。

営農型は将来、耕作がうまくいかない、荒れ地になるのではないかと、そういう懸念が少しもなかったのでしょうか。担当のレベルだけで見られて、ほかの委員さん方が現地を見て「私たちもそう思います」というのがあったのかなかったのか、聞きたい。

○事務局（領家） まず、この件に関しては、3年前の許可ではなく、昨年10月総

会で1年間の許可になります。営農の報告になりますが、転用のQ&Aに、発電事業者、一時転用の設置業者が報告書を提出するよというようになっていいますので、地権者ではなく、一時転用のケンタリウムという会社から営農状況の報告を受けているところす。

もう一つ、現地の確認について、事務局としても、この農地の定期的な現地調査を実施しており、多少草が生えた時期もありましたが、こちらから保全管理をしてくださいと言えはすぐ草刈りをする、適切に管理していることの確認が取れました。今月の19日、転用の現地調査に合わせて外菌代理と一緒に農地を確認いただいております。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。

○事務局（領家） 補足になるんですが、今回、地上権と5条の一時転用の申請のみになるんですが、昨年御審議いただいたときには、地権者から土地を営農する人に貸すという申請もあわせてしております。賃借権の設定自体は20年間ですので、今回につきましては、営農者に貸すという申請が上がっていない状況になっています。ですので、ハランの収益自体は、営農者のGプラントという会社に入るかと思っております。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。分かりました。

○議長（川越） ほかにございせんか。

○17番（片上委員） 今の説明で不明な点がありましたので質問します。許可日から3年間のところすけれども、これは3名の方がケンタリウムに土地を貸して、ケンタリウムさんが栽培と発電をされる、地権者はただ土地を貸すだけという理解でよろしいですか。許可日から3年間というのは何を指すのでしょうか。

○事務局（領家） まず、今回の申請ですが、営農者自体はGプラントというまた別の法人になっています。昨年の許可が令和5年の10月21日までになっていますので、このまま何も問題がなければ、通常10月20日頃に許可になりますので、10月20日から3年間、また一時転用の5条の許可と地上権の許可になるかと思っております。昨年許可したのが21日までなので、許可日の期限は今年の10月20日までになりますので、今年の10月20日から3年間、地上権と一時転用の許可をすることになります。

以上です。

○17番（片上委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

○5番（鬼塚委員） 別紙の4ページのハランの写真を見ていると、この栽培方法というのは、通常ハランの栽培からしたら、かなり空間があって、この栽培方法でも許可が通るのか、下の管理さえしておけば基本的に許可されるのかということをお伺いしたいと思います。

○事務局（領家） 今回の栽培方法につきましては、これぐらい、そもそもの営農型太陽光の許可の要件であるんですけども、下部の農地で取れる作物の収量が、地域の収量あるいは平均的な収量の80%取れば許可の要件に該当するという運用指針になっております。今回、下部の植え方につきましては、下部の農地でどれぐらい収量が見込めるかということで意見書がついておりまして、それに基づいた計画になっております。これでやるという計画で、ちゃんとした意見がついておりますので、事務局として申請を受理したところです。以上です。

○5番（鬼塚委員） ちょっとずれるかもしれませんが、多分利用が困難な農地だと見受けられます。実際こうやって太陽光を使って農地の利用方法を考えることには、自分も納得はするんですけども、農作物の収穫量が8割というのを満たすのかなとちょっと思ったので、質問させていただきました。以上です。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの162番までを議題とします。

○事務局（前田） 番号159を御覧ください。

本案件は、「その他の使用収益権」を設定する申請です。通常、農地を売買・貸し借りする場合、所有権、賃貸借権、使用貸借権、地上権など、法律が名前をつけて規

定している権利を使って申請を行います。ですが、これらの権利に当てはまらない権利を独自に設定したい場合、契約自由の原則により、渡人と受人との間で自由に契約を締結し、農業委員会へ「その他の使用収益権設定」として許可申請することもできます。

本案件は、「割賦売買契約に基づく使用収益権設定」の申請です。これは、まず公社と受人とで土地の売買についての契約を結び、受人が売買代金を分割して支払い、その間、農地を耕作する権利を持ちますが、実際の所有権移転は売買代金完済後にしか行わないという権利設定です。

本案件では、まず受人が令和5年10月31日までに手付金及び内入金を支払い、その後、令和5年12月から令和14年12月までの約10年間、毎年25万2,800円の年賦金を支払いながら耕作するという契約内容となっております。

通常、農業振興公社が農地を売り渡す場合は、農業経営基盤強化促進法による利用集積計画決定を行います。ですが、基盤強化法には、このような所有権や賃借権に当てはまらない「その他の使用収益権」の設定を行う規定がありません。そのため、今回は農地法第3条での申請となっております。

また、通常の賃貸借権との違いについて説明しますと、公社と受人とが結ぶ契約の中に、契約解除についての規定があります。例えば受人が3か月以上年賦金を支払わない、または受人が破産した、など5つの事項のいずれかに該当した場合、公社が直ちに契約を解除し、農地の明渡しを請求できるという規定です。通常の賃貸借契約であれば、土地の所有者が一方的に解約する場合は、農業委員会で審議の上、県知事の許可がなければ解約できないというふうになっておりますので、この点が通常の賃貸借権とは大きく違うところです。

なお、10年後、売買代金の支払いを完了した後は、改めて農地法第3条の許可を受けて所有権移転を行うこととなっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページから8ページの174番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、9ページを議題とします。

○事務局(前田) 番号177を御覧ください。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、以前から叔母の畑で手伝いをしており、次第に農業が楽しくなり、また、叔母が高齢のため耕作が難しくなってきたため、叔母の農地を譲り受け、自らいろいろな作物を作りたいと思い、営農を計画し、本申請に至ったものです。今後、栽培技術を向上し、増収増益を図る計画となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番(蛭原委員) 178番について伺います。受人の経営状況についてですが、受人は高岡在住であるにもかかわらず、経営面積、土地がなく、備考欄のほうには日南市で1町6反のカンショをやっているとあります。こういう方はどういう農業なのでしょう。今回、新たに高岡の農地を2反程購入するというのは、もともと高岡で農業をやっている、日南でも農業をやっているということだとすると、距離が遠いため、営農状況について伺います。

○事務局(前田) 受人の方の状況について、申請地の近くに宅地がありまして、先に宅地を購入し、そこに住民票を移されたということで、この住所になっておりますので、ここに住まいを構えて、近くの今回上がっている申請地でカンショをつくっていくと聞いています。なお、日南市のほうでも農地経営を問題なくしているということを確認しております。以上です。

○23番(蛭原委員) ありがとうございます。

○議長(川越) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第103号農地法第4条許可について、10ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第104号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、12ページを議題とします。

○事務局(領家) 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について御説明します。

番号5を御覧ください。

本案件は、転用実行者を承継人に変更し、一時転用の期間を延長するための申請となります。

なお、転用申請は、16ページの議案第105号番号183番で別途議案として上程しています。

次に、番号6を御覧ください。

本案件は、転用実行者を承継人に、用途を露天資材置場に変更するための申請となります。

なお、転用申請は、17ページの議案第105号番号188番で別途議案として上程しています。

最後に、番号7を御覧ください。

本案件は、転用実行者を承継人に、用途を露天資材置場に変更するための申請となります。

なお、転用申請は、20ページの議案第105号番号196番で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 105 号農地法第 5 条許可について、13 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 173 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字糸原在住の個人、受人は宮崎市大字芳士在住の個人です。申請地は、宮崎市大字瓜生野にあります宮崎北地域センターから南西に約 2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 174、14 ページの番号 177、15 ページの番号 179、16 ページの番号 182 です。

次に、番号 175 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字有田在住の個人、受人は宮崎市新城町に本拠を置く土木業等を営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から北に約 200 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していま

すが、現況のまま使用することで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまゝす。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」及び「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、14ページの番号176、15ページの番号180、181、16ページの番号183です。

なお、番号176、180の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに、申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号178を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の個人、受人は宮崎市田野町に本拠を置く畜産業を営む法人です。申請地は、宮崎市田野町にあります田野総合支所から北西に約4キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎等を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。

牛舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。申請地の周囲は農地と接しておりませぬが、整地のみ行うため、土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺への影響はないものと思われまゝす。その他の許可基準も充足しているこ

とから、議案として上程しています。

なお、その他の案件において、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、19 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、20 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 106 号農用地利用集積等促進計画(案)について、21 ページから 24 ページの 310 番及び別紙 1 を議題とします。

○事務局(藤岡) 議案第 106 号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集

積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が 21 ページの番号 299 番から 24 ページの番号 310 番までの 12 件、更新分が別紙 1 に記載しております番号 14 番から番号 26 番までの 13 件でございます。

なお、更新分につきましては、所有者・農地中間管理機構間の契約は変わらずに、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間を更新するもので、変更分につきましては、農地中間管理機構・耕作者間の契約期間中に耕作者が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 議案の添付資料である別紙 1 について伺います。例えば、議案の申請番号 299 番について、関連する別紙 1 の 299 番のところには同じ名前が出てきません。別紙 1 の見方について、説明をお願いします。

○事務局（藤岡） 議案に記載しております 299 番から 310 番までの案件については、新規分というふうにお伝えしましたが、議案に載っている情報が地権者から農地中間管理機構間の契約となりまして、別紙 1 に記載しております 299 番から 310 番に関連しております名前と住所、この内容が耕作者の情報になっています。つまり、議案上に載っている名前が地権者になりまして、別紙 1 に記載されております名前が耕作者となっております。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（川越） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 107 号農用地利用集積計画の決定について、25 ページから 52 ページの 586 番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、3番児玉静雄委員の退室を求めます。

(3番児玉静雄委員退室)

○事務局(藤岡) 議案第107号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、25ページの番号535番から52ページの番号586番までの51件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が2件、賃借権の再設定が13件、新規設定が32件となっております。

なお、46ページの番号574番につきましては、受人の死亡により取下げとなっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(川越) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

3番児玉静雄委員の入室を求めます。

(3番児玉静雄委員入室)

○議長(川越) 次に、53ページから61ページの602番までの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、15番持原義信委員、19番高間秀一委員の退室を求めます。

(15番持原義信委員、19番高間秀一委員退室)

○事務局(藤岡) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、53ページの番号587番から61ページの番号602番までの16件でございます。

61 ページの番号 602 番につきましては、4 ページの議案第 102 号番号 159 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、不動産割賦売買契約に基づき、農地法第 3 条使用収益権を設定し、期間満了後に売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

15 番持原義信委員、19 番高間秀一委員の入室を求めます。

（15 番持原義信委員、19 番高間秀一委員入室）

○議長（川越） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

タブレット内の「03 令和 5 年第 11 回総会報告」のファイルを押して、内容が表示されましたら、報告書表紙の次の 2 ページを御覧ください。

報告第 50 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 51 号は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 19 件でございます。

報告第 52 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 53 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 26 件でございます。

報告第 54 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 9 件でございます。

なお、報告第 50 号、第 51 号につきましては、局長の専決処分により受理されたも

ので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 52 号、第 53 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和 5 年第 11 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 4 分閉会